

平成26年 網走市議会
生活福祉委員会 会議録
平成26年12月11日（木曜日）

○日時 平成26年12月11日 午後1時00分開会

○場所 委員会室

近 藤 憲 治

佐々木 玲 子

○議件

1. 議案第1号 平成26年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第2号 平成26年度網走市国民健康保険特別会計補正予算中、所管分
3. 議案第8号 網走市公の施設に係る指定管理者の指定についての所管分
4. 議案第9号 網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
5. 請願第56号 「安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書」の採択をもとめる請願
6. 請願第57号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書提出についての請願
7. 陳情第31号 「必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書」採択を求める陳情
8. その他

○出席委員（6名）

委員長	渡 部 眞 美
副委員長	立 崎 聡 一
委員	金 兵 智 則
	空 英 雄
	松 浦 敏 司
	山 田 俊 美

○欠席委員（0名）

○委員外議員（2名）

議長	小田部 善 治
副議長	山 田 庫 司 郎

○傍聴議員（4名）

飯 田 敏 勝
井 戸 達 也

○説明者

副市長	大 澤 慶 逸
市民部長	後 藤 利 博
福祉部長	酒 井 信 隆
保険年金課長	永 倉 一 之
社会福祉課長	酒 井 博 明
介護福祉課長	桶 屋 盛 樹

○事務局職員

事務局 長	佐 藤 明
次 長	吉 田 正 史
総務課 係長	岩 尾 弘 敏
係	松 山 俊

午後1時00分開会

○渡部眞美委員長 ただいまより生活福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、議案4件、請願2件、陳情1件の合計7件について審査をいたします。

まず初めに、議案第1号平成26年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分についてであります。一事業ごと質疑をとって採決を行っていきたいと思っておりますので、御承知おき願いたいと思います。

初めに、国民健康保険特別会計繰出金についてありますが、議案第2号の平成26年度網走市国民健康保険特別会計補正予算中、当委員会所管分と関係がございますので、あわせて一括で審査を行いたいと思います。

説明を求めたいと思います。

○永倉一之保険年金課長 平成26年度一般会計社会福祉総務費補正予算について御説明申し上げます。

議案資料9ページをごらん願います。

また、この補正に基づく関連議案としまして、平成26年度国民健康保険特別会計補正予算として計上しておりますので、議案資料14ページをあわせてごらん願います。

初めに、補正の理由及び内容でございますが、社

会保障制度の改正に対応するため、本年4月より新たに70歳以上になられた方の負担割合軽減特例措置の段階的廃止に伴う調整交付金等の申請に必要な国保情報データベースシステムの改修及び平成27年1月より高額療養費自己負担限度額の区分が改正されたため、高額療養費支給システムの改修が必要となることから、次の経費を追加補正するものでございます。

経費の使途でございますが、システム改修経費としまして、国保情報データベースシステム改修に32万4,000円、高額療養費支給システム改修に131万2,000円の合わせて163万6,000円を追加するものでございまして、この事業に係る財源を全額一般会計から繰り入れし、一般会計は国民健康保険特別会計に繰出金として追加補正するものでございます。

なお、一般会計補正予算の国民健康保険特別会計繰出金の財源は、一般財源でございます。

以上で説明を終わります。

○渡部眞美委員長 それでは、質疑に入ります。

○松浦敏司委員 確認程度なのですが、今回新たに70歳になった人のためにというような説明があったのですけれども、おおよそどのぐらいの人数かわかりますか。

○永倉一之保険年金課長 対象となる人数につきましては、70歳未満ということですので、今現在被保険者数としましては6,500名程度とっております。

実際高額療養費の支給対象となる件数としましては、月にしまして80から90件程度とっております。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号中国民健康保険特別会計繰出金と、議案第2号について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

次に、灯油価格高騰緊急対策事業について説明を求めます。

○酒井博明社会福祉課長 議案資料の10ページをごらんいただきたいと思います。

平成26年度一般会計社会福祉総務費の灯油価格高騰緊急対策事業の補正予算につきまして御説明申し上げます。

補正の理由及び内容でございますが、この事業につきましては、産油国を取り巻く情勢などから灯油価格の高騰が続いている状況で、これがしばらく続

く原因としてあることから、昨年度に引き続き、在宅で生活する所得の少ない世帯に対しまして、暖房用灯油購入費の一部を助成するための経費を追加補正するものでございます。

事業の概要についてでございますが、議案資料11ページの灯油価格高騰緊急対策事業の概要をごらんいただきたいと思います。

助成内容についてですが、昨年度同様に1世帯当たり5,000円の灯油券を交付いたします。

対象世帯につきましては、平成26年度の市民税非課税世帯で、福祉施設等への入所や医療機関に長期入院している世帯を除きまして、この中の（1）から（4）の高齢者、障がい者、ひとり親、生活保護受給の世帯を対象としております。

申請期間につきましては、平成27年1月6日から3月24日までとしておりまして、市役所窓口のほか1月27日から2月4日までの間は市内15カ所に移動受付の会場を開設することで考えております。

また、灯油券の使用期間は平成27年3月31日までといたしまして、対象世帯につきましては3,572世帯を見込んでおりまして、前年度より216世帯増加しております。

10ページに戻っていただきたいと思います。所要経費につきましては、賃金から扶助費までの合計1,598万9,000円を見込んでおりまして、事業の財源につきましては、北海道からの補助金が105万円、一般財源が1,493万9,000円でございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 それでは質疑に入ります。

○松浦敏司委員 この事業につきましては、今日状況の中で実施するというのは非常に評価をしたいと思います。

昨年度に続く2年連続ということでありまして、今課長の説明の中で前年より216世帯ふえているというお話でした。去年の実績はどのぐらいでしたか。

○酒井博明社会福祉課長 申請率ということではよろしいでしょうか。

去年の申請率で申し上げますと、総対象世帯が3,356世帯でございました。そこで、受け付けした件数が2,710件、その中に該当しなかった世帯が90件ありまして、決定したのが2,620世帯ですので、本当に該当する世帯での実質の申請率は78.07%でございます。

○松浦敏司委員 在宅しているということが基本ですから、施設に入っていたり、子どもがいて扶養に

入っていたり、実際は対象にならなかったというのも昨年の話であったかと思うのですけれども、今回も多分そういったケースもあるのだろーと思いますし、多分前年度並みの申請あるいは受給ということになるのだろーと思いますが、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。これは要望して終わります。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○空英雄委員 基本的にこの制度、今回の提案については賛成をいたします。

灯油価格の高騰、特に北海道、積雪寒冷地という部分から考えると大事なことだろうと。昨年度も実施をされておりますし。

近年原油価格がかなり下落してきているということで、これから灯油もある程度値下がり期待できるのかということを考えたときに、灯油がリッター当たりどのくらいの価格までこういう対応を位置づけていこうとしているのか、基準的なもの、考え方はありますか。

○酒井信隆福祉部長 基準なのですけれども、現在大体100円をめどにこの事業を実施するかどうかという目安にしております。

ただ、この100円が果たして妥当なのかどうかというのも今後また検証していかなければならないというのは、物価なり給料なりいろいろな諸情勢が変化する場合もありますので、その部分は現在のところ100円。その後につきましては、市民の方の生活の状況を含めて、冬季間の灯油の価格により生活に著しく影響を及ぼすというようなところを踏まえながら、今後基準額については決定をしていきたいと思っております。

○空英雄委員 その辺の全体のバランス的な部分の感覚というのは大事だろうと思いますので、ぜひそういう方向でこれからも検討して、今後どうするかということも決定をしていただきたいと思います。

基本的に今回の提案については賛成いたします。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○金兵智則委員 私としてもこれはぜひともやっていただきたいと思います。

昨年度の実績は78%だということで先ほど答弁いただいていたと思うのですけれども、この灯油購入助成金1,518万円というのは、多分単純に3,036世帯分の85%という計算で予算計上されているのかと思いますけれども、例年8割弱ぐらい、おととしも多分それぐらいだったのかと思いますけれども、いろいろ事情があつて御自身の判断で申請されない方も

いるというのも私自身も聞いておりますので、その辺も加味してということになると思いますけれども、なるべくたくさんの方に申請漏れ、知らなかったということがないようにしていただきたいと思います。

多分郵送でお知らせしてということになると思うのですけれども、大まかなスケジュールなどが決まっていれば教えていただきたいと思います。

○酒井博明社会福祉課長 スケジュールですけれども、この補正予算が可決されました後、今後12月以降各世帯にこの事業を行うということでチラシの送付等を行ってまいります。

先ほど申しましたように、市の受け付けにつきましては、この資料に書いてありますとおりで、1月6日から3月24日まで申請を受け付けるということです。

外のほうの受け付け会場については、ある程度スケジュールも立てなければならないということもありましたので、あいているかどうかについては既に確認はとりました。

ですから、これが正式に可決された後、正式にお願いしますというような形になっていくと考えています。

申請の期間については、年明け1月6日から3月20日まで受け付けるのですけれども、券は3月31日までに使っていただくという形です。

○金兵智則委員 これが可決された後に郵送が始まって、広報あばしりに載って、ポスターが張られてとかということになってくるのだと思います。なるべく目につくような形で、申請がなくならないようにということが一点。

それと、先ほど空委員からもありました100円ベースがどうだということもあります。消費税の絡みもありますので、その辺も検討していただきたいと思います。をお願いして終わりたいと思います。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号のうち灯油価格高騰緊急対策事業について全会一致をもって原案可決すべきものと決定をしてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

次に、後期高齢者医療療養給付費負担金について説明を求めます。

○永倉一之保険年金課長 平成26年度一般会計高齢者福祉費補正予算について御説明申し上げます。

議案資料12ページをごらん願います。

初めに、補正の理由及び内容でございますが、後期高齢者の医療制度につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合で運営しており、各市町村は広域連合に対して給付費負担金を納めております。このことにつきまして、平成25年度分の医療費の確定に伴い、給付費負担金の精算金が生じ、平成26年度概算請求額から調整することとなっておりますので、次の経費を減額補正するものでございます。経費の使途でございますが、後期高齢者医療療養給付費負担金2,105万7,000円を減ずるものでございます。

次に、この事業に係る財源等でございますが、2の補正額、歳出予算の下ほどをごらんください。補正前の額3億7,774万円、平成26年度概算請求額で、療養給付費負担金になります。今回の補正額マイナス2,105万7,000円、平成25年度分の確定に伴う精算金になります。財源は全額一般財源です。補正後の額は3億5,668万3,000円となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

○松浦敏司委員 今回2,100万円程度の減額ということですが、昨年あるいは例年から見て、この額の減額というのはどうなのですか。

○永倉一之保険年金課長 例年予算を組む段階におきまして、北海道後期高齢者医療広域連合の試算をもとに私どもで予算を計上する仕組みになっておりますけれども、その概算につきましては、今回平成25年度の精算金が出たということと、24年度におきましても精算金で1,000万円ちょっとの減額補正を組んでおりますけれども、今回は2,000万円を超えているということで、広域連合で見た医療費に対しては結果的には少なく済んだということで、それに伴いまして市町村の負担も減額になったということになります。

○松浦敏司委員 予定していたより医療費がかかっていないというのは、それにこしたことはないのですが、これについては理解いたしました。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号後期高齢者医療療養給付費負担金について全会一致をもって原案可決すべきものと決定をしてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたします。

次に、生活保護事業について説明を求めます。

○酒井博明社会福祉課長 続きまして、議案資料の13ページをごらんください。

扶助費生活保護事業の補正予算について御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、平成25年度の生活保護事業に係る国庫負担金の精算のため、所要の費用を追加補正するものであります。精算額が生じた理由としては、年度当初見込んでおりました扶助費に対しまして、受給者数が減少したことから返還が生じたものでございまして、特に生活扶助及び医療扶助において精算額が発生したところであります。精算の時期につきましては、北海道と協議を行ってまいりましたが、平成25年度中の精算はできないとのことで、平成25年度の実績額が確定する平成27年1月下旬以降に行うとのことで協議が調いましたことから、本議会において補正を行おうとするものでございます。償還金利子及び割引料として6,116万1,000円の追加補正としております。

次、2の補正額であります。歳出予算で補正前の額11億8,942万円に、今回の補正額6,116万1,000円を加えまして、補正後の額が12億5,058万1,000円となるものであります。財源は一般財源でございます。

以上です。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 国庫負担金の返還ということでの6,100万円というのは、相当額が多くて、中身がいまいちよくわからないので、この辺を説明していただきたいと思います。

○酒井博明社会福祉課長 先ほども申し上げましたように、特に大きかったのはまず生活扶助費でございました。生活扶助費の中で通常の基準となる1類、2類というのがあるのですけれども、通常的生活費の部分ですけれども、これが当初544世帯を見込んでおりましたけれども、決算値として496世帯となりました。この分で2,302万円の余った額が生じました。

次に、冬季加算というのがあるのですけれども、これは主に冬場の燃料代に充てる費用ですけれども、11月から3月まで支給されるものであります。これにつきまして、当初の見込みが513世帯でございましたが、決算値として444世帯、金額として840万9,000円の余りが生じております。

生活扶助はこの2点が大きく影響しているのですけれども、合計で3,142万9,000円の返還額が生じているというところでございます。

次に、医療扶助の余りが非常に大きかったのですけれども、要素として、まず一つが入院の件数が、見込みが912件だったのですけれども、実際の件数が786件に減りました。この件数というのは医療保険で請求を受ける件数ですので、1カ月ごとに1件というカウントをします。ですから、例えば11月に入院して11月に退院したという場合であればそれは1件。1人であっても1件。11月に入院して12月に退院したということであれば、2月にわたりますから2件という形でカウントして、これは延べ件数でございます。この減った結果として、2,241万7,000円の減となりました。

それから、外来ですけれども、外来の件数については、最初7,452件と見込んでいたのですけれども、7,504件と受診件数が増加いたしました。ただ、人工透析とかがんの治療を受けている方の高額療養の受診件数が減ったということで、1,294万2,000円の減となっております。減った理由としては、死亡とか転出とか、そのような理由でございます。

そのほかの医療扶助に訪問看護とかというものもあるのですけれども、大きかったのはこの二つで、医療扶助全体で3,387万4,000万円の減となりました。

主にこの二つの減によって今回の補正額となっております。

ほかにも扶助費はあるのですけれども、そこはそれほど大きな要素ではないので、この二つが大きかったということでございます。

○松浦敏司委員 おおよそわかりました。

それで、生活保護世帯そのものは、これまで微増だったのが減少したという、その要因といいますか、決して社会情勢はよくなっていないはずなのですけれども、健康が回復したとか仕事についたとか、そのようなことで減ったのか、その辺の中身についてある程度概略を教えてください。

○酒井博明社会福祉課長 廃止等の理由なのですけれども、今松浦委員がおっしゃられたように、稼働収入がふえたとか、亡くなったというような要因が多くて、平成25年度で申し上げますと、死亡が21人、それから働いた収入がふえたことよっての廃止というのが12件、この辺の要素が大きかったと考えています。

○松浦敏司委員 わかりました。この辺については了承したいと思います。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号平成26年度網走市一般会計補正予算中生活保護事業につきまして全会一致をもって採択すべきものと決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 次に、債務負担行為の補正についてであります。議案第8号網走市公の施設に関する指定管理者の指定についての所管分の1と関連いたしますので、一括して審査を願いたいと思います。

説明を求めます。

○酒井博明社会福祉課長 これにつきましては、議案8号と関連します。あわせてという形で御説明させていただきます。

議案資料17ページの資料2号をごらん願います。

本ページの一番上段の網走市総合福祉センターにつきまして、平成26年11月11日に開催いたしました指定管理者合同選定委員会におきまして、この施設が高齢者、母子家庭及び障がい者等の福祉を助長し、その向上を図ることを目的として設立されておまして、生活健康等の相談や指導、社会福祉団体の活動を助長することなどに利用されている施設でありますことから、この施設の性質、目的及び利用者等の処遇を含めまして、目的に適合している事業を行っている網走市社会福祉協議会が望ましいとの理由によりまして、平成27年度から29年度の3年間につきましても、引き続き同協議会を指定管理者の候補として選定したところでございます。また、その際の管理委託料の債務負担限度額は3年間で4,197万円となっております。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないということですので、債務負担行為の補正については了承ということと、議案第8号の網走市公の施設に係る指定管理者の指定についての所管分の1について全会一致をもって原案可決すべきものと決定をしてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 次に、議案第8号網走市公の施設に係る指定管理者の指定についての2について審査に入りたいと思います。

説明を求めます。

○桶屋盛樹介護福祉課長 網走市公の施設に係る指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案資料17ページをごらんください。

資料2号上から2段目の網走市老人デイサービスセンターにつきまして、平成26年11月11日に開催いたしました指定管理者合同選定委員会におきまして、在宅高齢者の自立生活の助長などを図る施設の性質、目的及び利用者の処遇を含めた事業の継続性を考慮いたしまして、介護保険事業及び高齢者生活支援事業を実施している網走市社会福祉協議会が望ましいとの理由により、非公募といたしまして、平成27年度から29年度の3年間に付きましても、引き続き社会福祉法人網走市社会福祉協議会を指定管理者の候補者として選定したところでございます。また、その際の管理委託料の債務負担限度額につきましては、管理受託団体の自主財源による維持管理となっておりますことから、3年間でゼロ円となっております。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がございませんので、議案第8号公の施設に係る指定管理者、網走市老人デイサービスセンターについて全会一致をもって原案可決すべきものと決定をしてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 次に、議案第9号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○永倉一之保険年金課長 先ほど松浦委員の質問で、70歳未満の被保険者数を私6,500名と申し上げましたが、8,500名ということで訂正させていただきたいと思います。

それでは、網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

議案第9号及び議案資料18ページ、資料3号をあわせてごらん願います。

条例改正の趣旨でございますが、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児を補償対象とする産科医療補償制度における掛金を平成27年10月1日より3万円から1万6,000円へ引き下げるとともに、出産に要する経済的負担を軽減するため、一時金本体を39万円から40万4,000円に引き上げて、現行の出産育児一時金の給付総額42万円を維持することを内容とする

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことから、本市においても当該条例の所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、出産育児一時金額39万円の40万4,000円に引き上げ、これに加算する額3万円を1万6,000円に引き下げる改定を行うものでございます。

施行期日につきましては、平成27年1月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○山田俊美委員 私から二、三質問をしたいのですが、健康保険法改正によりまして、3万円の保険料というのですか、それを引き下げて、一時金、ここに書いているのは規則により定める3万円とあります。これは保険料だと思うのですが、これを1万6,000円に引き下げて、その分の差額を出産一時金として妊婦に加算していくと、そういうようなことになったと理解しているのですけれども、それはどういうことでこういう形になったのでしょうか。

○永倉一之保険年金課長 産科医療補償制度における掛金、保険料ですけれども、一分娩に現行3万円となっておりますが、今後の補償対象者の見込みやこれまでの剰余金を活用するということによりまして、掛金を1万6,000円に引き下げるということでございます。

また、出産育児一時金39万円を40万4,000円に引き上げているということにつきましては、平均的な出産費用が増加していることに伴いまして、妊産婦の実質的な経済的負担の軽減の観点から、基本額を引き上げるとされたところでございます。

○山田俊美委員 今で理解はできました。

それで、少し内容のほうなのですが、この中には書かれていないのですけれども、補償対象基準の見直しの中で、一般基準、個別基準というのが少し見直しをされているのですけれども、この中には見えていないのですけれども、内容は追加された分というのはどういった理由でされたのかと。内容自体は多分そちらのほうがわかっていると思うのですが。その辺。

○永倉一之保険年金課長 産科医療補償制度につきましては、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環としまして、平成21年1月に創設されたものでございます。産科医療補償制度創設後5年をめど

に制度の内容について検証し、見直しを行うということでございましたので、このたび胎児の週数や出生体重の基準についての見直しが行われまして、補償対象基準も拡大となっているものでございます。

○山田俊美委員 一応中身の説明はわかりました。

書いていないのですけれども、一般審査基準の中で、在胎週数が32週以上かつ出生体重が1,400グラム以上と変わったのですけれども、前は在胎週数が33週以上かつ出生体重が2,000グラム以上というような枠で変わったのですけれども、これは科学的な見地でそうなったのかもしれませんけれども、どうしてこうなったのかということを知る範囲でお願いします。

○永倉一之保険年金課長 今委員が言われましたとおり、内容についてですけれども、補償対象となる脳性麻痺の基準については、厚生労働省の社会保障審議会、医療保険部会において決定されたところでありまして、胎児週数33週以上を32週以上に、出生体重2,000グラム以上を1,400グラム以上に改めるなどの見直しということで、補償を受けられる対象者が拡大ということで、そういったことが必要というふうに医療部会で認めたということなのかというふうに思います。

産科医療補償制度に加入する分娩機関で出産を行った場合に対して、出産の加算としまして1万6,000円を必要とするものでありますので、産科医療補償制度に加入するところで分娩を行った場合については、どのような方でも1万6,000円を負担すると。

総額としては42万円には変わらないのですけれども、そういったことで改正されているというふうに思います。

○山田俊美委員 大体わかりましたので、私の質問は終わります。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○松浦敏司委員 不幸なことではあるのですけれども、分娩によって一定数の重度の脳性麻痺というのは、確率といいますか、大体どのくらいの頻度でこういった症例があるのでしょうか。

○永倉一之保険年金課長 平成21年1月に制度が創設されたということで、当初の予定の見込みというところでいきますと、500人から800人程度を見込むというような内容としておりましたけれども、今回制度の見直しで、対象となる推定値で571名ということで、423人から713人の間でであろうというような形で試算されているというふうに聞いております。

○松浦敏司委員 この500人という数字は網走市内だけなのですか。全道。

○永倉一之保険年金課長 これは全国の推計です。

○松浦敏司委員 わかりました。一定の数があるのだらうと思うので。

それで、多分影響はないのだらうと思うのですが、これによって国保会計に対して何らかの影響を受けるということはないのでしょうか。

○永倉一之保険年金課長 加算を含めて42万円ということですので、これまでの総体と金額は変わりませんので。産科医療補償制度に基づかない助産師などをお願いして出産する場合は、この補償対象外ということで40万4,000円の出産となりますので、その分費用額としては若干保険者の負担はふえるのかと思いますけれども、網走市におきまして産科医療補償制度に基づかない医療機関で出生される方は年3名くらいおられますので、その方々の分で1万4,000円分が引き上げになるということにはなりません。

○渡部眞美委員長 よろしいですか。

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第9号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について全会一致をもって原案可決すべきものと決定をしてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 次に、請願の審査に入ります。

請願は2件ございまして、まず初めに、「安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書」の採択を求める請願について審査を行いたいと思います。

○松浦敏司委員 これは全文にも書いてありますように、医療介護総合法というのができまして、これによっていろいろ影響を受けるということで、以前から看護師や、あるいは介護の関係でいえば介護職員というのは非常に重労働で、深夜の勤務などいろいろあって、以前から問題にはなっていたということで、今回そういった関係者からの請願ということであります。

ここにもありますけれども、北海道で見れば慢性疲労というふうに訴えている、看護師で言えば73.7%、健康に不安あるいは大変不安だということも60%を超えているということで、できるのであれば仕事をやめたいということも75%、こういうふうになって

いて、やめたい理由の第1位が仕事がきついと。それから、仕事の割には賃金が安いというような不満などがあると。

これは介護労働者も同様だと思います。

そういう意味では、まさにこの請願に言われている記の中でも1、2、3とあるわけですが、今こういった形で切実な形で求められているということなのだろうと思いますので、これはぜひ地方の声として、国に対して、医療、そして介護にかかわっての意見といいますか、地方の意見をしっかり届ける必要があると思いますので、他の委員の皆さんの賛同をいただきたいと思います。

あと、医療介護総合法に関連して、陳情第31号も密接に関係しているので、できるのであれば一緒に審議してもいいのかと思うのですが、それは他の委員の皆さんの意見に従いたいと思いますが。とりあえず第56号については私はそのように思っております。

○渡部眞美委員長 ただいま松浦委員より、陳情第31号の「必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書」採択を求める陳情の内容と重複しているところがあるので、その意見も含めて一緒に審査をしたほうがいいと。皆さんの御意見をということでございましたが。

〔「別々で」と呼ぶ者あり〕

別々でよろしいですか。

〔「よし」と呼ぶ者あり〕

それでは、順序でやっていきたいと思いますので、請願第56号について意見を、審査を願いたいと思います。

○金兵智則委員 私もこれはぜひとも採択していただきたいと思います。

先ほど松浦委員からもありましたけれども、きちんと国の責任でサービスを受けられるようにするというのと、人材不足です。

以前看護師について調べたことがありますけれども、毎年看護学校をあれだけ卒業しているのに、なぜ看護師が減っていくのか。一回やめた人はもう戻ってこないという実情があるというのもあります。それはやはり仕事がきつからだというような意見が多々、ここにも書いてありますけれども、そのような状況でありますので、こういうものをしっかりとした意見として採択して上げていくべきではないかと思います。

○空英雄委員 基本的に採択で結構かと思います。

ただ、常に近年言われている介護報酬の問題、それと重労働といいますか、こういう議論がされているのですけれども、実態として、正直言って数字的に我々としてわからないというのが本音なのです。

果たしてどのくらいの賃金水準、いわば働く人たちの希望が受け入れられているのかという部分については、なかなかわからない。

だけれども、全体的にそういうことで安い、重労働だということでやめていくという部分。

これを言い出すと、やめていった人たちは二度と戻らないという話が今ありましたけれども、ひょっとすると賃金だとか待遇だとか、そういうこと以前の問題として何かあるのかというような気がするのですけれども、その辺についてはこれから我々としても何とか機会があるたびに調査をしていきたいと思います。

ただ、今回出てきた請願については、採択という形で扱っていただきたいと思います。

○山田俊美委員 私はこれは不採択ということをお願いしたいと思います。

今回医療介護総合確保推進法というのが出まして、2025年に向けて医療供給体制の改革をするということになって、医療介護の新たな改革であります。これが現在国家ができる新制度で、これを実行する前から反対するということは必要ないと思います。この制度において医療従事者などの対策も記載されています。中を見ますと、いろいろと書いています。

さらに、都道府県においては、基金創設などをして、地域の実情に合った医療体制をする、総合的な確保をすることを目指しているということであれば、否定する材料はないと考えます。

また、国の政策をこのように実行してもらい、その上で制度の欠陥があるのであれば、都度財政等の環境を見て、改正をしていくということはよろしいかと思います。

本請願にありますように、国に依存するという一辺倒の考え方では地方自治は変わらないというような考え方あります。

それで、この請願の中の2を見ますと、安心、安全云々と書いていますけれども、この部分というのはなかなか、解決したいという気持ちも我々もあるのですけれども、一朝一夕にできないということもあります。

また、財源のことを考えると、国民の給料から徴収している税金と社会保障費が約100兆円と言われて

いて、その内訳は保険料で60兆円、税金で40兆円というようなこと。そうすると、我々の給料から25%が徴収されているという現状があります。

そういったことを考えると、財源をどうするかということも考え方にはあるので、そういった解決方法もないので、まずは今のこの新しい制度に乗っておいて、それから欠陥があれば改正していくというようなやり方をすればよいということで、基本的にこれは私どもは不採択でお願いしますということがあります。

○渡部眞美委員長 山田委員のほうから不採択。継続ということですか。

○山田俊美委員 不採択です。

○松浦敏司委員 今不採択というお話ですけども、法律ができてまだ実施していない状況の中で今から反対云々と言っているけれども、これは少し違うので。

今まででさえ大変だった。この医療介護総合法ができてより大変になるということが現場の労働者の受けとめなのです。

今現在、多くの医療、介護の職員というのは大半は女性です。男性もいますけれども、比率は非常に低い。看護師は特に女性が多いのですけれども、妊娠、出産とかという場合、数字で出ているのは看護師の異常分娩とか異常出産の比率が相当高いというのは、やはり3交代制とか2交代制とか、非常に体にきつい。ましてや、妊婦になった場合などは特に大変なことになるのだろうというようなこともあって、そういう意味でいろいろな労働のほかにも、若い看護師でいえばそういったこともあるということなので。

財源のことも出ましたけれども、我々は国会議員でもないし政府の要員でもないで、これは地方の医療現場あるいは介護の現場から出ている声と。このことを考えたときに、地方の声として国に上げると。このことがやはり大事なのだろうと思うのです。

そういう意味で、社会保障費が云々とか、それを無視しろなどということは言いません。しかし、今現場で起きている状況を考えたときに、その現場の声を我々網走市議会として受けとめて、その声を国にしっかり上げて、今後この声をしっかり受けとめてくださいと、こういうことですから、そういう意味では不採択というのは、それはないでしょうと私は思うので、ぜひ再検討をお願いしたいと私は思います。今回採択できないのであれば、そのように思

います。

○渡部眞美委員長 他の委員の方御意見ございますか。

○立崎聡一委員 山田委員から会派としての考え方、話し合いの中での意見を申し上げたのですが、今松浦委員からも強く、地方の声ということでお願いできないだろうかというお話もありました。

その辺も重々踏まえた上で、再検討という意味合いでも、とりあえず継続という形で進めていきたいと思っています。

ただし、財源のことを話しますと、なかなか厳しいものがあると思いますので、一地方の声としてはこれから継続してもう少し考えるというか研究などをして伝えていかなければならないのかと思います。

また、先ほど空委員からもお話がありました。こういう問題以前の話の中身というか結果というのが見え隠れする案件なのだろうというふうにも思いますので、その辺は皆さんも今後の話し合い、検討する中で重々お考えいただきたいと思います。

以上です。

○渡部眞美委員長 他に御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、請願第56号については、採択という意見が、3名の委員から意見がございました。副委員長と山田委員が継続、不採択という御意見がございましたが、当委員会といたしましては請願第56号については意見の一致を見なかったため継続審査いたします。

○渡部眞美委員長 次に、請願第57号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書提出についての請願について審査に入ります。

○金兵智則委員 私はぜひとも採択していただきたいと思います。

中身としてはここに書いてあるとおりなのかと思いますけれども、まずもって年金積立金に関しては法律の規定には手がたい運用をするということが明記されているということです。年金積立金をリスク性のある資産運用をするというのは、以前アメリカでクリントン大統領の時期にアメリカでも同じようなことをしたいというような声が上がったとうかがっておりますけれども、そのときもアメリカでも世論の反発があり、議会で反対されてできなかったということでもありますし、以前日本でも消えた年

金問題というような問題もありました。

やはり年金はしっかりとした運用で、今のままの体制でいくと誰かが責任をとるという状況にもなっていないというようなこともありますので、リスクのあるような運用の仕方をやるということに関しては、採択していただいて意見を上げていただきたいたいというふうに思います。

○松浦敏司委員 今金兵委員が言われましたとおりでと思います。

安倍内閣になって、塩崎厚労大臣はこういうリスク性の、いわゆる運用といいますか、それに積極的な大臣だということで懸念されていたわけですが、いずれにしても公的年金をそういったものに使うというのは余りにも不用意といいますか、労働者、国民が積み立てた年金ですから、それを他のものに運用してやるべきではないと。消えた年金などというのはもう許されないということだというふうに思いますから、そういったものはすべきでないと思いますので、この請願については、採択をして、余計なことはするなということで、請願は採択すべきだというふうに思います。

○山田俊美委員 私は不採択ということで。

年金の資金を運用して、年金資金をもう少しふやすというやり方は別に何も悪いことではないというふうに思います。

実際、年金運用はポートフォリオしていますので、そういった意味で、リスクを軽減しながら資金を上げていくというやり方は世界中の流れでありますので、経済原理を考えますと悪くはないと。

全部を投資しているわけではないですから、日本国債にもしていると。日本国債だけにすると、資金は減る。インフレ政策をやっている限りは資金は減っていくというような感じになりますので、現在の流れの中ではGPIFのやっていることは悪くはないというふうに思っています。

新聞報道でも現状利益を上げているとありましたから、これはやってくださいということで、この請願については不採択という考え方です。

○空英雄委員 実は正直言って迷っているというのが事実なのです。

実はこういうような問題について、なぜもう少し率のいい運用を考えないのかというような気持ちを私は早くから持っていたこともあったのも事実なのですけれども、ただその後、今消えた年金というような話もありましたけれども、相当無駄というか乱

暴な年金の使い方でのしわ寄せが今来ているのだろうということを考えたときに、安全に運用するというような観点でも、ああいう無駄遣いに匹敵するようなものがなければ、今でも年金は比較的安定していたのだろうというふうに考えたときに、どちらがいいのだろうと。

ただ、近年の株式だとか景気の動向から考えると、運用をこの形でやることで相当運用益が上がるのではないかと、もったいないというのも気持ちとしてはあることも事実ですけれども、これらについてはそういうことで私も正直言って迷っていますので、もう少し継続させてほしいと。

○渡部眞美委員長 今それぞれの委員から採択すべきものという意見と、継続審査をしたいという意見と、不採択という意見がございましたが、その意見を聞いて何かございますか。

○松浦敏司委員 私は、運用というのは運用しているものと悪いものがあるのだろうと。運用するということは失敗する可能性もあるわけですから。特に年金をこういったところに使うということは。

請願の全文の中にもあるように、過去に責任をとった人間がいない。だから、失敗しました、何兆円なくなりました、済みませんでした、で済ませられるものではない。

そういったもの、利回りのいいものなどというのは、いい時代はいいです。しかし、それは一步間違っただけ悪いほうに向いたときには消えてしまうわけです。

そういう意味からすると、年金というのは、これまでなぜ一定の割合以上はそういうものに使ったら駄目だとしているのは、そういうものがあるのだろうと思うので、それを枠を広げてしまえば大変なことになるので。不採択ということもありましたけれども、それは私としては理解できないし、我々も間もなく年金をもらうわけですから、後世の受給する人たちのことを考えても、大事な年金を下等なリスクの高いもので運用するというのは私はすべきでないと思います。私の考えとしてはそういうことです。

○金兵智則委員 私からも一言だけ。

別にこの請願は運用してはいけないと言っているわけではなくて、安心、安全なもので運用していきなさいというふうに書いてあるのと、もう一つ、松浦委員からもありましたけれども、今のままでもし失敗したら、失敗した分はただなくなると。年金を

払っている皆さんで責任をとりましょうというか、皆さんにかぶりますというようなやり方ではなくて、そういうやりかたをしないようにという請願ですので、別に運用してはいけないというふうに書いていないということだけは理解していただきたいと思います。

○山田俊美委員 意見なのですから、これはポートフォリオしているということで、リスクがそれほどあるわけではないです。

うまくいけば我々の年金が確保され、さらに我々にプラスになってくる可能性も高いのですから、ただ寝かせておいて目減りさせるよりは運用の方法というのは必要であると。

ですから、それが一概に駄目とか、国債でないと駄目だというようなことはないと思います。

むしろ国債のほうが危ないというような考え方もあるので、全体的にポートフォリオしながら運用することであるから、そういう意味でこれは一応運用してはいけないということを書いているわけだから、私は不採択という形で持っていきたいと思っています。

これは意見ですから。

○松浦敏司委員 私も言い方が悪かったのかと思うのですが、誤解したら駄目だと思うので。

リスク性の資産割合を高める、今もそういうものに若干使っているのです。それを塩崎大臣は広げようとしているのです。それはやめなさいと。こういうことなのです。だから、そういう点でそれはやめなさいというようなことを言っているわけで。今現在若干資産運用はしているわけですから。しかし、それ以上広げるとはやめたほうがいいと。そういう意味で私は発言してきたつもりです。

○渡部眞美委員長 他に御意見よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それぞれ御意見をいただいたところでございますが、請願第57号については意見の一致を見ないために閉会中継続審査とすることについて決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

継続といたします。

○渡部眞美委員長 次に、陳情第31号「必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書」採択を求める陳情について審査をいたします。

○松浦敏司委員 これは先ほど審査した中でも言い

ましたけれども、医療介護総合法の関係から出てきているものでありまして、特別養護老人ホームの同居、要介護3以上というようなこともあったり、この間議会の中でも議論されたところでもありますけれども、ここで述べられているように、認知症の利用者では軽度の方が徘徊するなど介護する上で大変な事例がよく見られるという中で、軽度のうちに適切な介護を受けることが大事だというふうにも強調されております。

さらに、一定以上の収入がある場合は2割負担というようなことも言われていて、そういう点では低所得者の人たちなども大変な状況になるということも書いております。

先ほども言いましたけれども、必要な介護サービスを受けられるようにという陳情でありますから、私は非常に大事なことだと思いますので、陳情に対してぜひ皆さんに同意をしていただきたいと思います。

以上です。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○金兵智則委員 先ほどの請願にもありました医療、介護ということで、こちらに関しては介護に特化した陳情なのかと思っていますけれども、先ほども採択ということで、これももちろん採択していただきたいという気持ちです。

○渡部眞美委員長 他の委員の御意見ございますか。

○山田俊美委員 私どもとしては、先ほどと同じように、内容はほぼ同じで、継続ということです。

この中に書かれている中で、一定以上の収入がある方の利用料金の2割負担へ引き上げとか、低所得者の施設入所の居住費、食費云々、これを制限するなど、これまで制限がかかっていると。

一定以上の収入のある人は少し上げなければ、大局的に見ますと、将来の社会保障費を考えると、一定以上収入のある人はやはり負担をするというのはやむを得ないと。

そういう考え方も、一部だけとればありますので、継続という形でお願いしたいと思います。

○渡部眞美委員長 採択すべきという意見と、今、継続したいという意見がございました。

ほかに御意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、陳情第31号についても意見の一致を見ないため継続審査といたしますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

継続いたします。

○渡部眞美委員長 その他でございますが、委員より何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

理事者、ございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

なければ、これをもちまして生活福祉委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2 時10分閉会
